

## 介護保険の住宅改修および福祉用具購入について

### ご存知ですか？

- 福祉用具購入費の支給申請を前提とした住宅改修は、介護保険の給付対象外です。

(×) 和式から洋式トイレへの改修工事で、福祉用具でウォッシュレット付きの補高便座を購入することを前提に、便座のない便器の設置工事を行う。

(○) 当初に身体にあった便座を選び、住宅改修の一環として申請する。

- 工事後に実際に使用したところ、利用者さんのお身体に合わなかったようなケースについても、特に身体的状況が変わらなければ、福祉用具購入の給付対象になりません。

(×) 和式から洋式トイレへの改修工事をしたが、実際使ってみると高さが合わなかったため、補高便座を購入し、福祉用具購入費の支給申請をする。

※補高便座は、洋式トイレをすでに利用されていた利用者さんの身体的状況が変化し、便座の高さが合わなくなった場合に、福祉用具購入費の支給対象となります。

◎利用者様のお身体に合った住宅改修工事になるよう、事前に十分に検討されるようお願いいたします。